

地域医療連携推進認定について (一般社団法人在宅オンライン医療センター)

医務薬事課

申請内容

- 申請者
一般社団法人在宅オンライン医療センター
- 団体の構成
医療法人暁会（高橋耳鼻咽喉科眼科クリニックほか）、
医療法人敬仁会（福島内科医院ほか）、
医療法人賢友会（細谷内科医院）、
NPO法人Yokotter（事業・目的：横手市の地域活性化、ITを利用した街おこし）
- 役員
細谷 拓真氏（医療法人賢友会、代表就任予定者）
高橋 辰 氏（医療法人暁会）
福島 孝子氏（医療法人敬仁会）ほか

今回の申請における医療連携推進方針

(1) 連携推進区域

横手市

(2) 連携業務の内容

- ・ 在宅医療と業務提携
(多職種連携、治療計画等情報共有システム導入など)
- ・ 医療従事者の資質向上に関する共同研修・人材育成
- ・ 医薬品・医療機器・サービス・その他物資の共同購入
- ・ 医療機器の共同利用、委託業務の共同交渉
- ・ 電子カルテの連動等による連携業務の効率化

横手在宅医療推進コンソーシアム

目的：在宅医療を希望する横手市民が、どこに住んでいても在宅医療を受けられる環境を整える

現 状

かかりつけ医がない

居住エリア近くに在宅医療を提供できる医療機関がない

※特に医療過疎地域では対応可能な医療機関が無いことが深刻な問題

訪問診療の存在を知らない

在宅医療を希望する横手市民



適切な医療を最期まで受けられない患者が増加

コンソーシアムで
在宅医療を受けられる環境を整える

事業内容

- 1.市民への在宅医療の普及啓発
- 2.医療介護関係者や行政機関などの多職種連携促進
- 3.窓口構築(在宅医療を受けたいが受けられない市民向け)

構成団体

- 横手市
- 横手市医師会
- 地域医療連携推進法人在宅オンライン医療センター
医療法人賢友会細谷内科医院(代表理事)
事務局 NPO法人Yokotter 他

地域医療連携推進法人在宅オンライン医療センター (コンソーシアム代表幹事) の役割

通常時

横手市内全域の訪問診療を原則全て受け入れ、コンソーシアムと連携を密にして、より良い医療を提供する。
コンソーシアム事務局として多職種連携を推進

災害時

訪問診療サポートシステム搭載車両が地域のオンライン診療の管制塔となり、コンソーシアムと共に市民への医療提供や多職種連携の継続(BCP)を可能とする。

実施体制 STEP1

横手市 山内エリア

山内診療所
エリア連携
アドバイザー

主治医チーム
(訪問診療車両)



細谷内科医院

医師
(アルバイト含む)
運転
口頭指示のみ



看護師
or
医療ソーシャル
コーディネーター
(MSC)

オンライン診療等によるサポート

高橋耳鼻咽喉科
眼科クリニック

副主治医チーム
(管制塔)



細谷内科医院

医師
医師
医師
後援医師



医療ソーシャル
コーディネーター
(MSC)

24 時間 365 日対応・看取り対応
全カルテ・指示記載・全ての医事文書作成・
算定など最終確認

針生皮膚科
内科医院

地域基幹病院

申請に対する県医務薬事課による審査結果

No	基準	根拠法令	審査	結果
1	地域医療連携推進法人の社員は、法人及び地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するために必要な者とする事。	法70条第1項	医療法人3者及び特定非営利活動法人から構成されている。	適
2	医療連携推進業務は、医療連携推進方針に沿った連携の推進を図ることを目的として行う業務であること。	法70条第2項	定款上、医療連携推進業務として掲げられている業務はいずれも医療連携の推進を図るために行われる業務である。 また、すべて医療連携推進方針に記載されている。	適
3	医療連携推進業務を行うことを主たる目的とする事。	法70条の3第1項	医療連携推進業務のみを行うものである。	適
4	医療連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。	法70条の3第2項	参画法人が負担するシステム利用料や補助金等の収入見込みが記載されているほか、事務局は参画法人である特定非営利活動法人が担うこと、参画法人の在宅医療診療実績から技術的能力の裏付けがある。	適

申請に対する県医務薬事課による審査結果

No	基準	根拠法令	審査	結果
5	医療連携推進業務を行うに当たり、社員、理事、監事、職員等の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。	法70条の3第3項	事務所建屋を参画法人から有償で借り受けるが、取引条件等に関し、近傍類似のものと比較して遜色なく、設立時社員総会で他の社員から承認を得ており、問題はない。	適
6	医療連携推進業務以外の業務を行う場合には、当該業務を行うことによって医療連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。	法70条の3第4項	医療連携推進業務以外の業務を行う予定はなく、支障を及ぼすおそれはない。	適
7	医療連携推進方針には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 イ 医療連携推進区域 ロ 参加法人等が当該区域において開設する病院等の機能分担及び業務連携に関する事項 ハ 当該事項の目標に関する事項 ニ 運営方針 ・医療連携推進区域は、当該医療連携推進区域の属する都道府県の医療計画において定める構想区域を考慮して定めなければならない。	法70条の3第5項	記載すべき事項に漏れはない。 令和7年3月12日に開催された地域医療構想調整会議等において意見聴取を行い、了承を得ている。	適

令和6年度第2回地域医療構想調整会議（横手）（3月12日開催） における主な意見

発言者	内容
平鹿総合病院	• 当地域は老老介護が増えており、退院調整が難しくなっている。 • 地域で訪問診療等のシステムが構築され、そういった患者の退院調整がうまくいくことにより、当病院の急性期医療を維持していくことができると考えている。
市立大森病院	• 入院が必要な場合は、当院のような在宅療養支援病院にも必要に応じて紹介いただき連携を取っていければと考えている。 • 在宅療養を行っている他の医療機関もあることに留意いただきたい。 • 横手市から多くの支援を受けていることから、「公共性」を意識していただきたい。
横手市	• 横手市は昔から1つの市、1つの医師会、1つの地域振興局ということもあり、医療連携が昔から取れている。 • 医療連携推進法人は新たな考え方、枠組みであり、市内の医療連携がより高まればよいと考える。

申請に対する県医務薬事課による審査結果

No	基準	根拠法令	審査	結果
8	医療連携推進区域を定款で定めているものであること。	法70条の3第6項	定めている。	適
9	社員は、参加法人等に限る旨を定款で定めているものであること。	法70条の3第7項	定めている。	適
10	病院等を開設する参加法人等の数が2以上であり、病院等を開設する参加法人の議決権の合計が介護事業等に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する法人等の議決権の合計を超えるものであること。	法70条の3第6項	診療所を開設する法人が3者あり、いずれも設立時社員として議決権を有している。	適
11	社員の資格の得喪に関して、医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること。	法70条の3第7項	厚生労働省が示しているモデル定款に準拠しており、差別的な条件等は付していない。	適

申請に対する県医務薬事課による審査結果

No	基準	根拠法令	審査	結果
12	社員は、各一個の議決権を有するものであること。	法70条の3第10項	定款において各一個の議決権が付与されている。	適
13	参加法人等の議決権の合計が、総社員の議決権の過半を占めているものであること。	法70条の3第11項	参加法人はいずれも設立時社員として議決権を有しており、参加法人以外に議決権を有している者は、設立時点で存在しない。	適
14	営利を目的とする団体又はその役員と利害関係を有することにより社員総会の決議に不当な影響を及ぼすおそれがある者を、社員、理事、監事（以下「社員等」という。）としない旨を定款で定めていること。	法70条の3第12項	定めている。	適

申請に対する県医務薬事課による審査結果

No	基準	根拠法令	審査	結果
15	役員について、 ・ 理事3人以上、監事1人以上であること。 ・ 本人、配偶者、三親等以内の親族及びそれに類する特殊の関係がある者が、役員総数の3分の1を超えて含まれることがないものであること。 ・ 理事のうち少なくとも1人は、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体の代表者又は診療に関する学識経験者であること。	法70条の3第13項	妥当である。	適
16	代表理事を1人置いているものであること。	法70条の3第14項	置いている。 代表理事 細谷 拓真氏 (医療法人賢友会理事長)	適
17	理事会を置いているものであること。	法70条の3第15項	置いている。	適

申請に対する県医務薬事課による審査結果

No	基準	根拠法令	審査	結果
18	地域医療連携推進評議会を置く旨を定款で定めているものであること。	法70条の3第16項	定めている。	適
19	参加法人等が予算の決定その他の重要な事項を決定するに当たって、あらかじめ、当該一般社団法人に意見を求めなければならないものとする旨を定款で定めているものであること。	法70条の3第17項	定めている。	適
20	医療連携推進認定の取消しの処分の日から、一月以内に、国、地方公共団体、公的医療機関、社団たる医療法人であって持分の定めのないもの又は財団たる医療法人（次号において「国等」という。）に贈与する旨を定款で定めているものであること。	法70条の3第18項	定めている。	適

申請に対する県医務薬事課による審査結果

No	基準	根拠法令	審査	結果
21	清算する場合において、残余財産を国等に帰属させる旨を定款で定めているものであること。	法70条の3第19項	定めている。	適
22	法70条の4各号に定める欠格事項に該当しないこと。	法70条の4	該当しない。	適
23	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第11条第1項各号及び法第70条の3第1項第6号、第7号、第12号及び第16号から第19号までに規定する事項を定款に定めていること。	法70条の17	定めている。	適